

平成29年第1回臨時会

市 議 会 会 議 録

平成29年5月9日（開会）

平成29年5月9日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十九年第一回臨時議会議録

(平成二十九年五月)

垂水市議会

第 1 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第1号（5月9日）（火曜日）

1. 開 会	4
1. 副市長就任挨拶	4
1. 教育長就任挨拶	4
1. 執行部紹介	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	5
1. 報告第2号～報告第4号 一括上程	5
報告	
1. 報告第5号～報告第8号 一括上程	6
報告、質疑、表決	
1. 議案第34号 上程	1 2
説明、質疑、表決	
1. 議会構成	1 3
1. 日程追加の件	1 3
1. 議長の辞職について	1 3
1. 前任議長挨拶	1 3
1. 日程追加の件	1 4
1. 議長の選挙について	1 5
1. 新任議長挨拶	1 6
1. 日程追加の件	1 6
1. 副議長の辞職について	1 6
1. 前任副議長挨拶	1 6
1. 日程追加の件	1 7
1. 副議長の選挙について	1 7
1. 新任副議長挨拶	1 9
1. 各常任委員の選任・議会運営委員の選任について	1 9
1. 各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告	1 9
1. 桜島火山活動対策特別委員会の委員の選任・国道整備促進特別委員会の委員 の選任について	2 0

1. 桜島火山活動対策特別委員会・国道整備促進特別委員会正・副委員長互選結果報告	20
1. 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙について	20
1. 閉 会	21

平成 2 9 年 第 1 回 垂 水 市 議 会 臨 時 会

1. 会期日程

月	日	曜	種	別	内	容
5	9	火	本会議		会期の決定、議案等上程、報告、説明、質疑、表決、各常任委員及び議会運営委員会の選任、各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長互選結果報告、桜島火山活動対策特別委員会及び国道整備促進特別委員会の委員の選任、桜島火山活動対策特別委員会及び国道整備促進特別委員会の正・副委員長の互選結果報告、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙	
				委員会	桜島火山活動対策特別委員会	

2. 付議事件

件 名

- 報告第 2 号 市営住宅に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起についての専決処分の報告について
- 報告第 3 号 定住促進住宅に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する和解の報告について
- 報告第 4 号 平成 2 8 年度垂水市病院事業会計予算の弾力条項の適用について
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 8 年度垂水市一般会計補正予算（第 9 号））及び平成 2 8 年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 8 年度垂水市一般会計補正予算（第 1 0 号））
- 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 3 4 号 垂水市監査委員の選任について

平成 2 9 年 第 1 回 臨 時 会

会 議 録

第 1 日 平成 2 9 年 5 月 9 日

本会議第1号（5月9日）（火曜）

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	二川 隆志
総務課長	中谷大潤	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	森山 博之
財政課長	野妻正美	観光課長	
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫 章二
市民課長	和泉洋一	水道課長	萩原 竹和
併任		会計課長	川畑 千歳
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江 嘉誉
福祉課長	保久上 光昭	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村 宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成29年5月9日午前10時開会

△開 会

○議長（池之上誠） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回垂水市議会臨時会を開会します。

△副市長就任挨拶

○議長（池之上誠） ここで、副市長及び教育長就任の挨拶のための発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○副市長（長濱重光） おはようございます。4月1日付で副市長に就任いたしました長濱でございます。議員の皆様方には3月末日まで教育長の立場において、いろいろな施策や事業等に御理解と御協力を賜りましたことを、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

副市長職は、これまで以上に重職でございます。市民のために、市政のために誠心誠意全力で取り組んでまいりますので、引き続き御支援、御協力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

△教育長就任挨拶

○教育長（坂元裕人） おはようございます。長濱前教育長の後任の坂元裕人でございます。4月1日、尾脇市長から教育長職を拝命したところでございます。

垂水に久しぶりに帰ってまいりまして、子供を見る印象は素直で明るい。加えて、魅力を感じますのは伸びしろの大きさでございます。まだまだ子供たちは伸びます。精いっぱい子供たちと向き合い、そして健全育成、その先にある夢実現に向けて誠心誠意取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

△執行部紹介

○議長（池之上誠） 次に、去る4月1日付、定期異動により課長等に異動があり、紹介のための発言の申し出がありますので、順次これを

許可いたします。

○水産商工観光課長（森山博之） おはようございます。4月1日付で水産商工観光課長を拝命いたしました森山博之と申します。どうかよろしくお願い申し上げます。

○農林課長（二川隆志） おはようございます。4月1日付で農林課長、農業委員会事務局長を拝命いたしました二川隆志でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○市民課長（和泉洋一） おはようございます。市民課長兼選挙管理委員会事務局長を拝命いたしました和泉洋一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活環境課長（高田 総） 皆さん、おはようございます。4月1日付で生活環境課長を拝命いたしました高田総でございます。よろしくお願いいたします。

○水道課長（萩原竹和） おはようございます。4月1日付で水道課長を拝命いたしました萩原竹和と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○会計課長（川畑千歳） おはようございます。会計管理者兼会計課長を拝命いたしました川畑千歳です。よろしくお願いいたします。

△開 議

○議長（池之上誠） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（池之上誠） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において感王寺耕造議員、森正勝議員を指名します。

△会期の決定

○議長（池之上誠） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る2日、議会運営委員会が開催され、協議

がなされた結果、本臨時会の会期を一日とすることに意見の一致を見ております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定しました。

△諸般の報告

○議長（池之上誠） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成29年2月分・3月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

△報告第2号～報告第4号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第4、報告第2号から日程第6、報告第4号までの報告3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

報告第2号 市営住宅に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起についての専決処分報告について

報告第3号 定住促進住宅に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する和解の報告について

報告第4号 平成28年度垂水市病院事業会計予算の弾力条項の適用について

○議長（池之上誠） 報告を求めます。

○土木課長（宮迫章二） 報告第2号市営住宅の家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分事項の指定の規定によりまして専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決処分の内容でございますが、平成29年1

月17日、午後5時15分に当該者の居住地への訪問し、当該者と面接して滞納分の使用料を平成29年1月から毎月末日までに1万円ずつお支払いいただくように催促しており、分割納付されなかった場合は、支払い期日を含む月の末日をもって賃貸借契約を解除する旨の条件つき契約解除の意思表示を説明したところでございます。

しかしながら、当該者は支払い期日の平成29年2月末日までに1万円を支払わなかったため、条件つき契約解除の意思表示にのっとり、平成29年2月末日の経過により、本件、賃貸借契約は解除されることになりました。よって、賃貸借契約終了による目的物返還請求権としての建物明け渡しと賃料相当損害請求権に基づいて滞納分の使用料を請求するものでございます。

以上で、報告を終わります。

続きまして、報告第3号定住促進住宅の家賃等の請求及び明渡しの請求に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分事項の規定によりまして専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決処分の内容でございますが、平成29年3月17日、鹿屋簡易裁判所法廷において、土木課住宅担当職員と当該者は賃貸借契約が引き続き存続していることを相互に確認し、当該者は滞納使用料の支払い義務があることを認め、納入方法や納入場所についても確認されたところでございます。また、支払いを3回怠ったときは残額を直ちに支払うことや、そのことで本件賃貸借契約が解除となった場合には本件定住促進住宅を明け渡す条件で和解成立したものでございます。

以上で、報告を終わります。

○保健課長（鹿屋 勉） おはようございます。

報告第4号平成28年度垂水市病院事業会計予算の弾力条項の適用についてでございますが、地方公営企業法第24条第3項の規定に基づき、

平成28年度垂水市病院事業会計におきまして予算の弾力条項を適用いたしましたので、同項後段の規定により御報告申し上げます。

予算の弾力条項とは、地方公営企業の業務量の増加に伴い、収入が増加する場合に限り、当該事業に要する経費について予算超過の支出を認めている規定でございまして、内容といたしましては年頭から年度末過ぎまで続いた寒さの影響かと思われませんが、入院病棟の満床状態がずっと続きましたことから、医業収益が当該見込み額を大幅に上回り、これに伴い、公益社団法人肝属郡医師会へ支出する指定管理料が既定の予算額を超過することになった金額3,515万円について弾力条項を適用したものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（池之上誠） 以上で、報告第2号から報告第4号までの報告を終わります。

△報告第5号～報告第8号一括上程

○議長（池之上誠） 日程第7、報告第5号から日程第10、報告第8号までの報告4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度垂水市一般会計補正予算（第9号）及び平成28年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度垂水市一般会計補正予算（第10号））

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例の一部を

改正する条例）

○議長（池之上誠） 報告を求めます。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。

報告第5号平成28年度垂水市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて及び平成28年度繰越明許費・計算書の報告について、御説明申し上げます。

台風16号にかかわる災害復旧費国庫負担金が平成28年度に前倒しで交付され、道路橋梁河川補助災害復旧費の予算措置に急施を要したため、平成29年3月21日に平成28年度一般会計補正予算（第9号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

主なものといたしましては、歳入は、公共土木施設にかかわる災害復旧費国庫負担金災害復旧事業債等でございます。歳出につきましては、災害復旧費国庫負担金の前倒しでの交付に伴う道路橋梁河川補助災害復旧費の増額補正等でございます。

今回、歳入歳出とも4億1,044万4,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は148億4,836万9,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

4ページをお開きください。

次に、第2表繰越明許費の追加でございますが、土木費の市道垂水1号線道路改良事業は、台風16号災害時に中洲橋が通行不能となったことにより、路線を迂回路としたため、通行どめにして工事を行うことができず、十分な工期を確保できないため繰り越すものでございます。

災害復旧費の道路橋梁河川現年発生補助災害

復旧事業は、中洲橋等にかかわる災害復旧費国庫負担金について、平成29年度交付予定分が前倒しで交付されましたが、工期を十分確保できないため、繰越明許費とするものでございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページをごらんください。

まず、追加でございますが、中洲橋等にかかわる災害復旧費国庫負担金について、平成29年度交付予定分が前倒しで交付されたことにより、災害関連事業もあわせて実施することになりましたため、災害関連河川等対策事業として公共事業等債を充当しようとするものでございます。

6ページをお開きください。交通事業と定住促進事業の過疎債については、借り入れ予定額に合わせ、同額で組み替えを行い、現年発生補助災害復旧事業債及び現年発生単独災害復旧事業債の借り入れを、右の欄に示す限度額に変更し、本年度の借り入れ限度額を13億7,815万7,000円に補正するものでございます。

10ページをお開きください。事項別明細により、歳出から御説明申し上げます。

2款総務費10目企画費の財源組み替えの過疎債を、定住促進事業から交通事業へ同額を組み替えたものでございます。

11款災害復旧費2目道路橋梁河川補助災害復旧費は、先ほど繰越明許費で御説明いたしました、災害復旧費国庫負担金が前倒しで交付となったことによる増額でございます。工事費は全額、繰越明許費となります。

同じく、4項その他公共施設災害復旧費1目道路荒廃災害復旧費及び2目宅地内荒廃災害復旧費は、荒廃量が国庫補助の基準に満たなかったことにより、国庫補助金を減額し、かわりに現年発生単独災害復旧事業債の借り入れを行うための財源組み替えでございます。

以上が歳出の主なものでございますが、これに対する歳入は前に戻っていただきまして、7ページの事項別明細書の総括表、及び9ページ

からの歳入明細にお示ししてありますように、国庫支出金起債基金繰入金により収支の均衡を図っております。

以上で平成28年度垂水市一般会計補正予算（第9号）の専決処分についての御説明を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

引き続きまして、平成28年度垂水市一般会計繰越計算書につきまして御報告申し上げます。

平成28年度の歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのものにつきまして、地方自治法第213条の規定により、平成29年度に繰り越して使用しますことを3月議会の平成28年度補正予算（第8号）で御承認をいただいておりますが、それに加えて先ほど専決処分により、補正予算（第9号）により繰越明許費の補正を行いましたので、その合算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を御報告申し上げます。

繰り越された経費は、配付しております平成28年度垂水市一般会計繰越明許費・繰越計算書に記載しているとおりでございます。

3月議会の平成28年度補正予算（第8号）に御承認いただきました繰越明許費を除き、今回追加する繰越明許費について御説明いたします。

8款土木費2項道路橋梁費の市道垂水1号線道路改良工事ですが、台風16号被災により中洲橋が通行不能となったことにより、本路線を迂回路としたため、通行どめによる工事施工ができなくなり、年度内完成が困難となりましたことから今回、繰越明許費に追加しようとするものでございます。

次に、一番下の、11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費の道路橋梁河川現年発生補助災害復旧事業ですが、先ほど補正予算（第9号）の説明時に申し上げましたとおり、中洲橋等にかかわる災害復旧費国庫負担金について、

平成28年度交付予定分が前倒しで交付されましたが、工期を十分確保できないため、繰越明許費として今回追加するものでございます。

繰り越しの合計額は28億6,844万5,000円で、経費の内訳は、主に工事請負費、重機借り上げ料、委託料、負担金等でございます。これに要する財源は、国・県支出金が22億8,858万2,000円、地方債が4億2,560万円、農家の分担金が602万1,000円、一般財源が1億4,824万2,000円でございます。

以上で、報告を終わります。

○市民課長（和泉洋一） 報告第7号専決処分承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、御説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成29年3月31日に交付され、平成29年4月1日から施行されたことに伴い、平成29年度の国民健康保険税の賦課に急施を要しましたので、平成29年3月31日に垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

新旧対照表をごらんください。主な改正内容でございますが、今回の地方税法施行令の一部改正により、第23条第2号の5割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を26万5,000円から27万円に引き上げ、同条第3号では2割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を48万円から49万円にするもので、これらの改正により、国民健康保険税の軽減対象の範囲を拡大し、所得の少ない被保険者世帯の負担軽減を図るものでございます。

なお、附則におきまして、平成29年4月1日からの施行期日を規定しております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○税務課長（楠木雅己） おはようございます。

報告第8号専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例の一部を改正する条例）、御説明申し上げます。

平成29年度税制改正の大綱を受け、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行令の一部を改正する省令が平成29年3月31日にそれぞれ交付され、いずれも原則として同年4月1日から施行されたこと等に伴いまして、平成29年度の市税の賦課に急施を要しましたので、垂水市税条例の一部を改正する条例を地方税法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。そのため、地方税法第179条第3項に基づき、御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

平成29年度の地方税制の改正につきましては、我が国経済の成長力の底上げなどの観点から、地方税制の改正が行われたものでございます。

市条例につきましては、地方税法の一部改正を受け、主に軽自動車税におけるグリーン化特例の見直しや、文言の整理、引用する法令等の条項の整理等を行ったものでございますが、お手元の新旧対照表にて御説明申し上げます。

改正する箇所をアンダーラインでお示してございますが、改正が多岐にわたっておりますので、基本的な説明とさせていただきますことを御了承いただきたいと思います。

1ページをごらんください。第33条につきましては、法律改正に伴い、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事項を勘案し、市長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

2ページ、第34条の9につきましては、第33条の改正に伴う主要の整備。

5ページにわたりますが、第48条及び第50条

につきましては、法律改正に合わせて法人の市民税の申告納付及び法人の市民税に係る不足額の納付の手續について、延滞金の計算が基礎となる期間に係る規定の整備を行ったものでございます。

6ページ、第61条第8項は、法規定の新設及び法律改正に合わせて固定資産税の課税標準について、震災等により捻出等をした償却資産にかわる償却資産等に附帯する固定資産税の課税標準の特例について規定したものでございます。

第61条の2につきましては、法律改正に合わせて法第349条の3、第28項等の条例で定める割合を定める規定を新設したものでございます。

第63条の2は、法律改正に合わせて居住用超高層建築物にかかる税額の案分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定したものでございます。

8ページにわたりますが、第63条の3は、法律改正に合わせて被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により、従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備を行ったものでございます。

第74条の2は、法律改正に合わせて被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する常設規定の整備でございます。

9ページ、附則第8条は、法律改正に合わせて肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

附則第10条は、法律改正に合わせて読みかえ規定を改正したものでございます。

附則第10条の2は、法律の項ずれ等の整備。わがまち特例の創設に伴い、割合を定める規定を創設、特定事業所内保育施設の用に供する固

定資産税、政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準の特例に、わがまち特例を導入したもの。都市緑化法に基づく市民緑化の用に供する土地で、政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準の特例措置に、わがまち特例を導入したものでございます。

10ページから13ページにわたりますが、附則第10条の3は、耐震改修及び省エネ改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が、提出する申告書について法規定の新設に伴い、規定を新設及び改正したものでございます。

附則第16条は、法律改正に合わせて軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を2年延長するものでございます。

14ページ、附則第16条の2は、法規定の新設に伴い、軽自動車税の賦課徴収の特例についての規定を新設したものでございます。

15ページ、附則第16条の3は、法律改正に合わせて特定上場株式等の配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案し、市長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

附則第17条の2は、法律改正に伴い、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

16ページ、附則第20条の2は、法律改正に合わせて特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案し、市長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

17ページ、附則第20条の3第4項は、法律改正に合わせて少額適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案し、市長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

附則第20条の3第6項は、第4項の改正に伴

う所用の規定の整備でございます。

次に、改正附則でございますが、条例の附則をごらんください。

5枚目、10ページからになります。第1条に施行期日を規定しております。なお、都市緑化法等の一部を改正する法律の法律番号が空欄となっておりますが、4月28日に参議院で可決されており、現在、現段階で交付は公表されておりませんので、交付が公表された段階で法律番号を付す取り扱いといたしますので、御理解いただきたいと思います。

第2条には市民税に関する経過措置を、第3条には固定資産税に関する経過措置を、第4条には軽自動車税に関する経過措置を規定しております。第5条には、平成26年条例第13号の一部改正を規定しております。この新旧対照表につきましては、附則第5条関係として、19ページにお示ししてございます。

以上で垂水市税条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池之上誠） ただいまの報告におきまして報告漏れがございますので、再報告を求めます。

○財政課長（野妻正美） 報告第6号につきまして報告漏れがありました。どうも申しわけありませんでした。

報告第6号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度垂水市一般会計補正予算（第10号））、御説明申し上げます。

特別交付税の確定に伴う市有施設整備基金の積み立て等の執行に急施を要しましたので、平成29年3月31日に平成28年度垂水市一般会計補正予算（第10号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の理由でございますが、平成28年度の特

別交付税が確定したことから、市有施設整備基金への積み立て等、財政調整基金繰入金の解消について予算措置をしたものでございます。

今回、歳入歳出とも1億3,000万円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は149億7,836万9,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

事項別明細でございますが、7ページをお開きください。

歳出は、総務管理費の8目財産管理費の市有施設整備基金積立金でございます。

これに対する歳入は6ページの歳入明細にありますとおり、特別交付税の増額補正、財政調整基金繰入金の解消、農業用施設現年発生補助災害復旧費の減額補正により、収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池之上誠） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 第9号、第10号、それからあと国保税・市民税の専決処分等について、若干の質疑をさせていただきたいというふうに思います。

第9号の災害関係で、前倒しで交付されたことでこのような形になったということですが、その中には単独債で財源の組み替えなんかもしなきゃならない等々があると思うんですが、2つお聞きしたいんです。

一つは、さまざま今、農家の皆さんも復旧から復興へ向けての取り組みがされているというふうに思うんですが、こういう中で十分に皆さんの努力、それぞれ関係課の努力によって結果が出ているとは思いますが、その中でもなか

なか十分に対応が、いわゆる採択されなかった等々も含めてあったかというふうに思うんですが、そういう中での問題点、対応策というのはこういう形の中には出てこなかったと思うんですが、そういう意味でどのように考えていらっしゃるのかということ。

あと、先ほど出ていた単独債等の関係での財政への影響、この点についてお聞きをしたいと思います。

それからあと、第10号については、先ほど出た特別交付税が確定をしたということで財源の調整等で調整基金等も戻したのかな、そのあたりの繰入金も調整がされたということで非常に結果としてよかったと思うんです。ただ、28年度の特別交付税の影響という点については、その予算等も含め、どんな要因でこういう結果になったのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それからあと、報告第7号・第8号等については、これは地方税法の改正等及び航空機燃料等、税法等云々という形での中身だろうというふうに思うんですが、その中で19年の1月1日から施行と本年度から施行される部分があるかとは思いますが、特に個人税・所得税法等の改革においては問題がなく、配偶者控除、それからあと配偶者特別控除等の見直し等がまだ具体的には結果を見ていないんですけれども、今後これが具体化していくという中での暫定的な措置も含まれているというふうに思うんですが、その中で国保税の場合についてはどんな影響がこの中で出てくるのか。市民にとってプラスだったのか、マイナスになるのか、その影響等について教えていただきたいということ。

あと市税等については、どういう影響があるのか。もしくは例えば、国のほうとしては、19年度以降の個人住民税の減収については全額を国費で見るといような方針も出されていますが、そういうことの中で市への影響、市民生活

への影響というのはどうなるのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○農林課長（二川隆志） まず、持留議員から御質問いただきました補助災害等で適用されなかった小災害、単独債、そういったところの農地復旧事業についてですけれども、これにつきましては現在、災害復旧事業、公共災害で出しております農地復旧事業で現場を施工しております業者さんに周辺もしくは隣接をしています農地復旧で災害の適用にならなかったところが申請されておりますので、そういったところにつきまして単独災害という形で復旧のほうに取り組んでいただくように指示をしたところでございます。

○財政課長（野妻正美） 平成28年度の特別交付税につきまして、個々の実績との差が大きい理由ということで答弁を申し上げます。

特別交付税につきましては、地方税等の減収により財源が不足するというところで昨年の9月に国から、災害のないところは昨年の交付額を参考に一律で12%カットするという旨の通知がありました。

平成27年度交付額9億3,000万円からの減額を想定しておりましたが、台風16号による災害を受けたことで災害にかかわる事業費がどの程度算定されるか予測ができなかったことから、交付額と予算に開きがあったものと考えております。予定より多くの特別交付税が来たことにより、本市としても予算額7億円と実績額10億円の大きな差が出てきたということでございます。

以上でございます。

○税務課長（楠木雅己） 持留議員の、今回の改正における当市への影響はということなんです、先ほども議員おっしゃったように、地方税法のほうでは配偶者特別控除のマイナス分については国のほうで補填するということになっておりますが、条例の中ではこの辺をちょっと

うたっておりませんが、全体的に大きな影響を与えるような内容はないものというふうに考えております。

以上でございます。

○市民課長（和泉洋一） 今回の条例改正による影響について、お答えいたします。

平成29年度の国保税の課税は7月1日に確定しますので、平成28年度の被保険者情報による試算でお答えいたします。

2割軽減の基準額が引き上げられたことによる新たな2割軽減となる世帯数は11世帯、軽減の影響額は13万6,760円増加ということでございます。

次に、5割軽減の基準額の引き上げにつきましては、新たに5割軽減となる世帯数は9世帯、軽減額は36万9,150円増加になります。ただし、この軽減相当額につきましては、保険基盤安定制度によりまして全額公費から補填されますので、今回の条例改正による国保財政への影響はございません。

以上です。

○議長（池之上誠） よろしいですか。（発言する者あり）答弁漏れ……。

○持留良一議員 財政への影響、単独債等が今回若干見られたことで、そのあたりの関係で市債の発行額は影響がないのか、そのことによる財政への影響というのはないのか、その点について。

○財政課長（野妻正美） 単独災害復旧事業債になったとしても、充当率は100%でございます。ただ、交付税参入率ですが、これは財政力指数によっても変わりますが、85.5%でございます。若干は影響がありますが、大きな影響はないというふうに考えております。

○議長（池之上誠） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。こ

れで質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第7、報告第5号から日程第10、報告第8号までの報告4件を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、報告第5号から報告第8号までの報告4件は、いずれも承認することに決定いたしました。

△議案第34号上程

○議長（池之上誠） 日程第11、議案第34号垂水市監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、垂水市監査委員として同意を求められている堀内貴志議員について、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

[堀内貴志議員退席]

○議長（池之上誠） 説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 議案第34号の垂水市監査委員の選任について御説明を申し上げます。

議会選任の監査委員でありました持留良一委員が、平成29年4月30日をもって辞職されたことから、新たに議会選任の監査委員を選任する必要が生じたので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるところでございます。

選任しようとする方は、堀内貴志議員でございます。住所は、垂水市潮彩町3丁目6番地6。生年月日は、昭和35年6月1日でございます。

なお、委員の任期は、地方自治法第197条に「議員のうちから選任される者にあつては、議員の任期による。」となっておりますので、平成31年4月29日までということになります。御同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池之上誠） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 質疑なしと認めます。こ

れで、質疑を終わります。

お諮りします。本案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池之上誠） 異議なしと認めます。よって、議案第34号垂水市監査委員の選任については同意することに決定しました。

堀内貴志議員の着席を求めます。

[堀内貴志議員着席]

△議会構成

○議長（池之上誠） 次に、議会構成に移ります。

ここで、暫時休憩します。

休憩後は、副議長と交代します。よろしくお願いをいたします。

次の再開は、10時55分から再開いたします。

[副議長、議長席に着席]

午前10時44分休憩

午前10時55分開議

○副議長（北方貞明） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治法第106条の規定により、しばらく私が議長の職務を行います。御協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいま議長の池之上誠議員から、議長の辞職願が提出されました。

△日程追加の件

○副議長（北方貞明） お諮りします。この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

△議長の辞職について

○副議長（北方貞明） 地方自治法第117条の規定により、池之上誠議員の退席を求めます。

[池之上誠議員退席]

○副議長（北方貞明） まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（田之上康） それでは、朗読いたします。

辞職願

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成29年5月9日

垂水市議会議長 池之上誠

垂水市議会副議長 北方貞明 殿

以上でございます。

○副議長（北方貞明） お諮りいたします。池之上誠議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、池之上誠議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

池之上誠議員の着席を求めます。

[池之上誠議員着席]

△前任議長挨拶

○副議長（北方貞明） ここで、前議長、池之上誠議員の挨拶がございますので、許可いたします。

[池之上誠議員登壇]

○池之上誠議員 議長を辞職するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成27年5月8日、第1回臨時会におきまして、皆様の御推挙により議長に選ばせていただきました。それから2年間さまざまな経験をさせていただき、本当にありがとうございます。そしてまた、そういう活動ができましたのも、ひとえに議会の皆様の協力のおかげ、そしてまた市長を初めとする執行部の皆様のおかげと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

議会改革もいろいろありますけれども、私も曲がりなりにもその一端を担うことができたの

ではないかというふうに思っております。これからは議会の皆様におかれましては、たゆまぬ議会改革、そして垂水市民の発展のために協力していただきたいというふうに思っております。今後とも、私も微力ではございますが、市政発展のために尽くしてまいりたいと思いますので、御指導、御鞭撻のほうよろしく願いを申し上げます。

簡単ではございますが、辞職に当たりましての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。（拍手）

△日程追加の件

○副議長（北方貞明） ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（北方貞明） 異議なしと認めます。したがって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

議長の選挙は、議会基本条例第5条第6項の規定により、「議長の選出に当たり、本会議において職を志願する者に所信を表明する機会を設ける。」と規定されております。ついては、議長職を志願される方は演壇にて所信を述べていただきたいと存じます。なお、2人以上の場合は議席番号順にお願いしたいと思います。

それではまず、議長の職を志願する方の起立を求めます。

〔志願者起立〕

○副議長（北方貞明） 議長の選挙に、池山節夫議員と私、北方貞明の2名が志願いたしました。

最初に、池山議員から演壇にて所信を述べていただきたいと思います。

〔池山節夫議員登壇〕

○池山節夫議員 それでは、所信を述べさせて

いただきます。

先ほど前議長からもありましたように、これまで垂水市議会は議会基本条例を制定したり、それに基づいて議会報告会を年1回開催する、そして市民の皆様の声を聞いて一般質問での質問回数無制限など、さまざまな議会改革に取り組まれてまいりました。これからは市民の声を聞く議会として、開かれた議会として垂水市議会が市民の皆様にとって信頼され得る議会であるように、そして今の行政をチェックする機関として厳しい目で取り組んでいく議会となるように努めていきたいと考えております。

また、これからは今の地方議会にとってどんな条例が必要か、そして垂水市にとって、垂水市民にとってどんな条例制定が必要か、そういう政策を議会から提案していけるような勉強の場、そういうものもまず設けていきたいなあと考えております。どうか、同僚議員の皆様の御支持をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（北方貞明） 次に、私、北方貞明が所信を述べさせていただきます。

〔副議長北方貞明登壇〕

○副議長（北方貞明） それでは、議長選に立候補するに当たり、所信を述べさせていただきます。

議員は、垂水市民の福祉向上と市政発展のため、市民の声を吸い上げるのが最も大事な議員の役割と考えております。議員は、執行部局より提案された各施策に対し、最大限にチェック機能を果たし、議決することが最も大事なことであると思っております。執行部局と議会が車の両輪と言われるゆえんであると思っております。そのためには議員一人一人がみずから、あらゆる研究会、交流会等に積極的に参加し、能力を高めることが、ひいては市民に信頼される議員、議会に成長していくと考えております。

私は、議員生活でよき先輩、よき同僚議員に恵まれ、いろいろ勉強させていただきました。

また、議長職といたしましては、以上申し上げましたことを念頭に、市民に開かれた議会、信頼される議会をモットーに公正、公平、中立の立場で議会運営を務めさせる所存でございます。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○副議長（北方貞明） 以上で、議長の職を志願される方の所信表明が終わりました。

△議長の選挙について

○副議長（北方貞明） それでは、ただいまから議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉じてください。

[議場閉鎖]

○副議長（北方貞明） ただいまの出席議員数は、14人であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○副議長（北方貞明） 投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（北方貞明） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○副議長（北方貞明） 異状なしと認めます。念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

[1番議員から順次投票]

- 1番 村山芳秀議員
- 2番 梅木勇議員
- 3番 堀内貴志議員
- 4番 川越信男議員
- 5番 感王寺耕造議員
- 6番 堀添國尚議員
- 7番 池之上誠議員
- 8番 持留良一議員

9番 池山節夫議員

10番 北方貞明議員

11番 森正勝議員

12番 川尻達志議員

13番 篠原静则議員

14番 川畑三郎議員

○副議長（北方貞明） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（北方貞明） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○副議長（北方貞明） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に村山芳秀議員、梅木勇議員、堀内貴志議員を指名いたします。

ただいま指名された3名の方は、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票・点検]

○副議長（北方貞明） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

これは先ほどの出席議員数に符号しております。

そのうち

有効投票数 13票

無効投票数 1票

有効投票のうち

池山節夫議員 7票

北方貞明議員 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。よって、池山節夫議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された池山節夫議員が議長に選ばれますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△新任議長挨拶

○副議長（北方貞明） 池山議員の議長の挨拶を許可します。

[議長池山節夫登壇]

○議長（池山節夫） ただいま皆様の御支持をいただきまして、議長に就任することになりました。これから2年間、これまでの諸先輩議長の例を一生懸命勉強しながら、その名に恥じないよう、そして垂水市議会が市民に開かれた議会となりますように誠心誠意努力してまいりたいと思います。

もとより、浅学非才ではございますが、同僚議員の皆様の温かい御協力をよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北方貞明） ここで、新しい議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

[議長、議長席に着席]

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩いたします。

次は、11時30分より。

午前11時20分休憩

午前11時30分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま副議長の北方貞明議員から、副議長の辞職願が提出されました。

△日程追加の件

○議長（池山節夫） お諮りいたします。この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

△副議長の辞職について

○議長（池山節夫） 地方自治法第117条の規定により、北方貞明議員の退席を求めます。

[北方貞明議員退席]

○議長（池山節夫） まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（田之上康） それでは、朗読いたします。

辞職願

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成29年5月9日

垂水市議会副議長 北方貞明

垂水市議会議長 池山節夫 殿

以上でございます。

○議長（池山節夫） お諮りいたします。北方貞明議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、北方貞明議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

北方貞明議員の着席を求めます。

[北方貞明議員着席]

△前任副議長挨拶

○議長（池山節夫） ここで、前副議長、北方貞明議員の挨拶を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 私、北方貞明は、池之上誠議長のもとで2年間、副議長を務めさせていただきました。その間、議長の代行等やら、いろいろな職務についてきました。そして、いろいろな場面で勉強もさせていただきました。そして、同僚議員の皆様方からも、いろいろな御指導を受けながら2年間の副議長を務めてまいりました。

今後とも我が垂水市議会が議員の皆様方とともに、これからますます発展していくように祈念いたしまして、挨拶といたします。本当にあ

りがとうございました。(拍手)

△日程追加の件

○議長(池山節夫) お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池山節夫) 異議なしと認めます。したがって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

副議長の選挙は、議会基本条例第5条第6項の規定により、「副議長の選出に当たり、本会議において職を志願する者に所信を表明する機会を設ける。」と規定されております。

ついては、副議長の職を志願される方は演壇にて所信を述べていただきたいと存じます。なお、2名以上の場合には議席番号順にお願いいたします。

それではまず、副議長の職を志願される方の起立を求めます。

[志願者起立]

○議長(池山節夫) お座りください。

副議長の選挙に、4番、川越信男議員、5番、感王寺耕造議員の2名、志願される方がありました。

最初に、4番、川越信男議員から演壇にて所信を述べていただきます。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 今回、副議長選に立候補いたしました川越でございます。

池山議長を補佐し、課題を共有し、議会運営がスムーズに行きますよう精いっぱい協力してまいりたいと思いますので、同僚議員の皆様、どうかよろしく願いいたします。

○議長(池山節夫) 次に、5番、感王寺耕造議員、お願いいたします。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 副議長立候補に当たり、一言御挨拶申し上げます。

私ども垂水市議会は、これまで数々の議会改革を行ってまいりました。一問一答方式の導入、また再質問の回数の撤廃、議会基本条例の制定、議会報告会等々でございます。また、同僚議員のさまざまな方が執行部に対しまして、市民の意向を受けました市単独事業、この部分も提言し、きちっと施策へと結びつけております。

しかしながら、市民の皆様のお声をお聞きしますと、「そもそも議会って何なのか」「議員の仕事は何なのか」「きちっと議会のチェック機能を果たしているのか」、さまざまな御意見を賜ります。より一層、議会改革を進め、また市民の皆様のお気持ちを政策提言へ結びつけていく、これが私ども議員、議会に任された大きな仕事だと再認識いたしております。

また、執行部におかれましては、南の拠点事業、また庁舎建設新規事業、大きな2事業を抱えております。我々議会がきちっとチェック機能を果たしていく、また議会で事業採択が承認されたら、市民の皆様はもとより我々議会人、また執行部と手を携え、新規事業に邁進していく、この部分が私は肝要だと思います。池山議長のもとできちっと補佐しながら、今までの経験を生かしたいと思っております。皆様の、同僚議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(池山節夫) 以上で、副議長の職を志願される方の所信表明が終わりました。

△副議長の選挙について

○議長(池山節夫) それでは、ただいまから副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

[議場閉鎖]

○議長(池山節夫) ただいまの出席議員数は、14人であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長(池山節夫) 投票用紙の配付漏れはあ

りませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（池山節夫） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名
であります。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

[1番議員から順次投票]

- | | | |
|-----|-------|----|
| 1番 | 村山芳秀 | 議員 |
| 2番 | 梅木勇 | 議員 |
| 3番 | 堀内貴志 | 議員 |
| 4番 | 川越信男 | 議員 |
| 5番 | 感王寺耕造 | 議員 |
| 6番 | 堀添國尚 | 議員 |
| 7番 | 池之上誠 | 議員 |
| 8番 | 持留良一 | 議員 |
| 9番 | 池山節夫 | 議員 |
| 10番 | 北方貞明 | 議員 |
| 11番 | 森正勝 | 議員 |
| 12番 | 川尻達志 | 議員 |
| 13番 | 篠原静則 | 議員 |
| 14番 | 川畑三郎 | 議員 |

○議長（池山節夫） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（池山節夫） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、先ほどの村山芳秀議員、梅木勇議員、堀内貴志議員を指名いたします。

ただいま指名されました3名の方は、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票・点検]

○議長（池山節夫） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち

有効投票数 12票

無効投票数 2票

有効投票のうち

川越信男議員 6票

感王寺耕造議員 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。すなわち、川越信男議員と感王寺耕造議員の得票数が同数であり、しかもその得票数は法定得票数4票を超えております。したがって、地方自治法第118条第1項の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、当選者はくじで定めることになりました。

くじの手続について御説明申し上げます。くじは2回に分けて行います。1回目はくじを引く順位を決めるためのもので、2回目はくじを引く順序に基づいて当せん人を決定するためのものです。

まず、くじを引く順位を決めるくじを行います。なお、このくじで1番くじを引いた方が、この後に行います当せん人を決定するくじで先にくじを引いていただきます。また、2回目の当せん人を定めるくじは、1番を引いた方が当せん人となります。

以上、御了承願います。

それでは、川越信男議員、感王寺耕造議員の登壇をお願いします。

[川越信男議員登壇]

[感王寺耕造議員登壇]

○議長（池山節夫） まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

それでは、議席番号の若いほうからくじを引

いてください。

[川越信男議員 くじを引く]

○議長（池山節夫） くじを引く順番が決定しましたので、報告します。

まず、初めに感王寺耕造議員、次に川越信男議員、以上のおりです。

それでは、感王寺耕造議員、くじをお引き願います。

[感王寺耕造議員 くじを引く]

○議長（池山節夫） くじの結果を報告します。

くじの結果、川越信男議員が副議長に当せんされました。

ただいま副議長に当せんされました川越信男議員が議長におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△新任副議長挨拶

○議長（池山節夫） 川越信男議員の副議長の挨拶を許可します。

[副議長川越信男登壇]

○副議長（川越信男） 皆さん、本当に今回の副議長選、同数で抽せんてございましたけれども、先ほども言いましたが、議長を補佐し、議会運営のために、市の発展のために一生懸命頑張っておりますので、どうか皆様の温かい御指導をお願いいたします。本当にありがとうございます。（拍手）

○議長（池山節夫） 以上で、副議長選挙を終了いたします。

△各常任委員の選任について・議会運営委員の選任について

○議長（池山節夫） 日程第12、各常任委員の選任について及び日程第13、議会運営委員の選任についてを一括議題とします。

ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会におきまして全員協議会を開きますので、御参集願います。

次は、13時30分から再開いたします。

午前11時51分休憩

午後1時30分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務文教常任委員に川畑三郎議員、森正勝議員、北方貞明議員、持留良一議員、感王寺耕造議員、堀内貴志議員、村山芳秀議員の以上7名を、産業厚生常任委員に篠原静則議員、川尻達志議員、池山節夫議員、池之上誠議員、堀添國尚議員、川越信男議員、梅木勇議員の以上7名を、議会運営委員に川畑三郎議員、森正勝議員、北方貞明議員、篠原静則議員、川尻達志議員、池之上誠議員の以上6名を、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方々を、それぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

ただいま選任しました各常任委員及び議会運営委員の方々は、次の休憩時間中にそれぞれ委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を御報告願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時31分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告

○議長（池山節夫） 各常任委員会及び議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたしま

す。

総務文教委員長、持留良一議員、副委員長、村山芳秀議員。

産業厚生委員長、堀添國尚議員、副委員長、梅木勇議員。

議会運営委員長、川尻達志議員、副委員長、北方貞明議員。

以上でございます。

△桜島火山活動対策特別委員会の委員の選任について・国道整備促進特別委員会の委員の選任について

○議長（池山節夫） 日程第14、桜島火山活動対策特別委員会の委員の選任について、日程第15、国道整備促進特別委員会の委員の選任についてを一括議題とします。

ここで、暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時32分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

桜島火山活動対策特別委員会、国道整備促進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、桜島火山活動対策特別委員会委員に川畑三郎議員、北方貞明議員、感王寺耕造議員、堀内貴志議員、村山芳秀議員、篠原静則議員、川越信男議員の7名、国道整備促進特別委員会委員に川尻達志議員、森正勝議員、持留良一議員、池之上誠議員、堀添國尚議員、梅木勇議員の6名を、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました7名を桜島火山活動対策特別委員会委員に、6名を国道整備促進特別委員会委員にそれぞれ選任することに決定

いたしました。

ただいま選任いたしました各特別委員会の委員の方々は、次の休憩時間にそれぞれの委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を御報告願います。

ここで、暫時休憩します。

午後1時34分休憩

午後1時34分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

桜島火山活動対策特別委員会、国道整備促進特別委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

△桜島火山活動対策特別委員会・国道整備促進特別委員会正・副委員長互選結果報告

○議長（池山節夫） 桜島火山活動対策特別委員会委員長に川畑三郎議員、副委員長に村山芳秀議員。

国道整備促進特別委員会委員長に森正勝議員、副委員長に堀添國尚議員。

以上でございます。

△大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（池山節夫） 日程第16、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。議長において2名を推薦する

ことにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議長において2名を指名することに決定しました。

大隅肝属広域事務組合議会議員に、川畑三郎議員及び梅木勇議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました川畑三郎議員及び梅木勇議員を、大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名しました川畑三郎議員及び梅木勇議員を、大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人とすることに決定しました。

ただいま大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました川畑三郎議員及び梅木勇議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本臨時会に付託されました案件は全部議了いたしました。

△閉 会

○議長（池山節夫） これをもちまして、平成29年第1回垂水市議会臨時会を閉会いたします。

午後1時37分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員